○○○自治会防災会規約

（名称）

第１条　この会は、〇〇〇自治会防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第２条　本会の事務所は、〇〇に置く。

（目的）

第３条　本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 防災に関する知識の普及に関すること。

(2) 地震等に対する災害予防に関すること。

(3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等の応急対策に関すること。

(4) 防災訓練の実施に関すること。

(5) 防災資機材の備蓄等に関すること。

(6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第５条　本会は、〇〇〇自治会にある世帯をもって構成する。

（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

(1) 会長　　　１人

(2) 副会長　　１人

(3) 幹事　　　〇人　(例 会計担当､書記担当､訓練担当､資機材担当など)

(4) 監査役　　２人

２　役員は、会員の互選による。

３　役員の任期は、２年とする。ただし、再任することができる。

（役員の任務）

第７条　会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を行う。

３　幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

４　監査役は、会の会計を監査する。

（会議）

第８条　本会に総会及び役員会を置く。

（総会）

第９条　総会は、全会員をもって構成する。

２　総会は、毎年１回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

３　総会は、会長が招集する。

４　総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 地区防災計画の作成及び改正に関すること。

(3) 事業計画に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

（役員会）

第１０条　役員会は、第６条に規定する役員によって構成する。

２　役員会は、必要に応じ会長が招集する。

３　役員会は、次の事項を審議し、実施する。

(1) 総会に提出する事項

(2) 総会により委任された事項

(3) その他、役員会が特に必要と認めた事項

（地区防災計画）

第１２条　本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、地区防災計画を作成する。

２　地区防災計画は、次の事項について定める。

(1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

(2) 防災知識の普及に関すること。

(3) 防災訓練の実施に関すること。

(4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導等に関すること。

(5) その他必要な事項

（会費）

第１２条　本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

（経費）

第１３条　本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

（会計年度）

第１４条　会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日とする。

（会計監査）

第１５条　会計監査は、毎年１回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時に行うことができる。

２　監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

　　附　則

　この規約は、令和　　年　　月　　日から施行する。